



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	『名公書判清明集』卷六 戸婚門 訳注稿（その二）
Author(s)	高橋, 芳郎
Citation	北海道大學文學部紀要, 48(3), 41-92
Issue Date	2000-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33760
Type	departmental bulletin paper
File Information	48(3)_PR41-92.pdf



『名公書判清明集』卷六 戸婚門 訳注稿(その二)

高 橋 芳 郎

前号(『北海道大学文学部紀要』四八巻二号、一九九九年)に引き続き、巻六、戸婚門の後半部を訳出する。大方のご批判とご教示をお願いしたい。

はじめに、前号に以下の誤りがあつたことに自ら気付いたので、訂正しておきたい。粗忽を恥じるばかりである。

- (一) 十二頁注釈①に、「臨安府には北庁と南庁に通判各一員が置かれ」と記したが、正しくは「北庁と南庁及び東庁に通判各一員が置かれ」である。
- (二) 十九頁十一行目、原文の「勅令王廷・王烈徐已還租錢外」の「徐」字は、「除」字の誤りである。
- (三) 六四頁(五)の標題訳文中の「其妻」は、「その妻」の誤りである。
- (四) 七二頁、校勘①の原文中の「基故」は、「其故」の誤りである。

次に、補足すべきことを一点記しておきたい。

吳恕齋すなわち吳革については、前号十二頁注釈①に、卷六の彼の書判は淳祐年間に通判臨安府だった時のものであると記したが、年代の特定はできていなかった。これに関して、萬曆（三十七年）『錢塘県志』紀宦の吳革の伝、及び康熙（二五年）『杭州府志』卷二八、名宦下の吳革の条に、「淳祐中為錢塘令、……九年通判臨安府」とある。したがって吳革が通判臨安府となったのは淳祐九年（一二四九）であり、卷六の書判はこの頃のものとしてよいと考えられる。

凡例

一、訳注の底本には、中国社会科学院歴史研究所宋遼金元史研究室が点校を施した中華書局本（一九八七年）を用い、中華書局本に附された校勘の注記もそのまま掲載しておく。校勘の注記に「上図校勘本」と言うのは、上海圖書館所蔵の明刊本『名公書判清明集』に誰かの手によって朱墨で書き加えられた校勘の記述を指している。適切な呼称とは思わないが、本稿も混乱を避けるため当面この呼称を踏襲する。なお句読は筆者の考えで改めた箇所がある。

二、中華書局本と上海圖書館所蔵明刊本の写真版との字句の異同、及び中華書局本の句読に対するやや大きな疑義・変更は訳文の後の「校勘」の項に記す。なお、本稿において「写真版」と言うのは右に述べた明刊本の写真版であり、「原文」と言うのは本稿に掲げた史料の原文という意味である。

三、各書判には巻ごとに便宜的に通し番号を振っておく。

四、訴状や契約書及び供述などの引用部分はすべて直接話法にして括弧（ ）で示した。

(四) 訴奩田

巴陵趙宰

石居易念其姪女失怙、且貧無奩具、批付孟城田地、令姪石輝求售、爲營辦之資。爲石輝者、自當遵乃叔之命、憐女弟之孤、極力維持之可也。今不遑暇恤、乃以上件田產賣與劉七、得錢四百餘貫、多以還在前自妄爲之債負。廖萬英、其妹婿也、來索房奩、且無所得。今石輝以爲得劉七買田之錢、被其結託曹旺等人脅取之、殊不思節次支撥批貼、皆石輝親書、欠債還錢、理勢然也、奚可誣其罪于劉七邪。以士自稱、乃變詐反覆、做盜賊小人之所爲、尚可以士名哉。女弟昏嫁、托孤寄命、非石輝之責、誰之責哉。既無毫髮之助、反以乃叔助嫁之田、賣田歸己、是誠何心哉。今無以塞萬英之請、祇持劉七欺騙之說以自解、以事理觀之、劉七欺騙、未之見也、石輝之昏賴、則彰彰矣。本自正當、蓋交易得錢而募還債、不可以準折償負者並論也。但元來批貼該載、畢竟稱辦石氏嫁資、卽廖萬英枕上肉、劉七所欠者審思耳。生此厲階、石輝之罪、不可勝誅、決竹箠二十、引監日呈納上項價錢、交付劉七、贖回田產、付廖萬英、契仍寄庫。雖石輝固失矣、而廖萬英亦未爲得也。娶妻論財、夷虜之道、大丈夫磊磊落落、肯視妻孥房奩中物爲欣戚也。今刻舟尋劍、何不廣耶。縱使得膏腴沃壤以自豐、盡失親戚輯睦之義、所得不償所喪矣。更請思之。

（四）「訴畚田（妻持参の田につき訴える）」

巴陵趙宰^①

石居易はその姪女^{めい}が父を亡くしかつ貧しく嫁入り道具もないことを憐れに思い、孟城の田地を証文に書いて与え、姪の石輝に売らせて結婚の費用とさせた。石輝なる者は、当然叔父の言いつけに従い、妹に父親がいらないことを憐れみ、極力彼女を助けてやればそれでよいのだ。

今、憐れむ暇もあろうことか、上件の田産を劉七に売与し四百余貫を得るや、多くは以前に自分が勝手に作った負債の返済に充ててしまった。廖萬英は彼の妹の婿だが、家にやって来て嫁入り道具を探したが、何も得るところはなかった。今石輝は、劉七が田を買った錢を手に入れたが、劉七が曹旺等と結託してその錢を着し取られたとしている。よく考えて見よ、次々と金錢を支払った批貼^{しやうもん}はみな石輝が親書しており、借金を返済することは自然な成り行きであつて、どうしてその罪を劉七になすりつけることができようか。士人と自称しているが、しかし嘘偽りを繰り返して盗賊・小人のなす事を倣い、なおも士人だと名乗れようか。妹が嫁入りすること、孤兒（妹）の面倒をみることは、みな石輝の責任でなくて誰の責任だというのか。少しの援助もしないばかりか、却つて叔父が嫁入りの助けとした田を売つて自分の懐に入れるとは、一体どんな心根なのだ。今萬英の要求を押さえることができず、ただ劉七が欺騙したと主張して弁解としているが、事理をもつて事態を観察すれば、劉七の欺騙は未だこれを見ず、石輝の責任転嫁はすなわち明々白々である。

（この取引は）もとより正当である。というのは、（土地）取引で錢を手に入れ、それで負債を返そうとすることは、負債のかたに（土地を）当てることと同列に論じられないからである。ただし元来の（石居易の）批貼^{しやうもん}の記載では、

結局「石氏の嫁資に充てる」とあり、ということとは（土地は）廖萬英が手に入れるはずのものであり、劉七に欠けていたのはその事に対する細かな配慮である。

この災いの端緒を作ったのは石輝の罪で、いくら罰しても罰したりないが、竹篋二十に決し、^⑤身柄を拘束して直ちに件の価銭を官に納付させ、それを劉七に交付し、田産を贖回して廖萬英に与え、契約書は寄庫する。石輝はもとより誤っているが、廖萬英もまたいまだ正しいとは言えない。妻を娶るに際して持参財産を問題にするのは蛮族のやり方であつて、大丈夫は小さな事を問題とせず、妻子の部屋の中の物を見て喜んだり悲しんだりは敢えてしないものである。今水中に落とした剣を後で拾おうと船に印を付けても、河はなんとも広いものである（そのように一度失ったものを見つけるのは難しい）。たとえ肥沃で豊饒な土地を得て自分が金持ちになったとしても、親戚が仲睦まじくするという絆をすべて失つてしまえば、得るところより失うところが大きいのだ。よくこのことを考えてほしい。

【校勘】

①原文八行目「蓋交易得錢」は、写真版では「石居易得錢」。中華書局本は上図校勘本に従つて原文のように改めるも、注記はない。

②原文八行目「準折償負」は、「準折償負」の誤りであろう。法文は「償負」である。前号④の原文十二行目以下の法文、および同条注釈の④参照。

③原文十行目「竹篋」は、「竹篋」の誤りであろう。

④原文十行目「引監日呈納上項價錢」は、「引監日下呈納上項價錢」ではないか。

⑤原文十行目、中華書局本は「贖回田産付廖萬英」とするが、原文のように改めた。

【注釈】

①巴陵趙宰は未詳。

②原文「托孤寄命」は、『論語』「泰伯第八」に、「曾子曰、可以託六尺之孤、可以寄百里之命、臨大節而不可奪也、君子人與、君子人也」とあるのをふまえている。

③前号四の注釈④参照。

④原文九行目「机上肉」は、「容易く手に入れられるもの」という意味のようである。『朱子語類』卷一三一、本朝五「中興至今日人物上」に、

問、趙忠簡・張魏公当国、魏公欲戰、忠簡欲不戰。忠簡以爲劉豫机上肉耳。……曰、忠簡非是。殺得劉豫了、又却抵当慮人、有何不可。劉豫亦未便是机上肉在。若以趙之才、恐也当未得那机上肉、他亦未会被你殺得、只是胡說。

とある。「机上肉」は、「机上肉」・「几上肉」とも記される。詳しくは東北大学朱子語類研究会『朱子語類』本朝人物篇訳注（二十一）（『集刊東洋学』六二号、一九八九年）参照。惜しむらくは、右訳注では「机上の肉」と言うのみで、訳語を当てていない。

⑤「竹篋」とは竹の鞭であるが、正式の刑具ではなく、また法で定められた刑罰でもなく、士人に対する懲戒の意味で行われるものである。士人が法定の刑罰を受ければ科挙試に応じることができなくなることから、優遇処置として竹篋で懲戒を与えるに止める。

⑥原文「寄庫」とは、係争中の物件や金銭、契約書などを解決までの期間官に供託することを意味する。詳しくは酒井忠夫「宋代における寄庫の制に就て」、『史潮』第八年二号、一九三八年）参照。

⑦原文「刻舟尋劍」とは、江中に劍を落とし、舟に印を付けて落とした場所の目印として、舟の移るを知らなかったという故事。物事に拘泥して融通が利かない、あるいは事態の変化を察せず愚かなことの喩え。『呂氏春秋』卷一五「察今」に見える。

(五) 王直之朱氏争地

吳恕齋

交争田地、官憑契書。徐監獄媳婦朱氏執出紹熙・慶元間典買施文霸桑地七契、計二畝一角十九步、該載畝步四至、坦然明白、末後兩契、且聲說除將住屋及屋基、滴水爲界、典賣與施王德外、餘並係賣與徐宅之數、此朱氏契書也。王直之執出嘉熙三年・四年典買施王德屋地四契、且繳到施王德元置施文霸屋地未印老契、該載屋宇間架及隨屋地基、明卽不曾聲說有屋外桑地畝角、此王直之契書也。以兩家契書考之、朱氏當盡有桑地、直之僅買得屋基、彼此干照、極是分曉。今直之施王德死後、乃欲于屋基外、冒占朱氏桑地一角、不知何所憑據。若曰繳到施王德原置文霸老契可照、四十餘年一幅竹紙、竟不投稅、已是難憑。今縱以爲可憑、則契內

只言住房基、卽無桑地一角兩字。但是施王德初典契內平白撰出桑地二字、又無畝角四至、續于嘉熙四年閏月、施百二娘斷賣于施王德既死之後、又旋添一角之語。不知施王德・施百二娘何所據而賣桑地一角、王直之又何所據而買桑地一角乎。蓋朱氏桑地、原係施王德承租、及據施百二娘供證、當來止是出賣住屋基地、卽不曾滾同桑地賣與直之。此非王直之有意貪圖、則是施王德盜賣主產、無可言者。今直之不自反其契書之不正、乃推求朱氏契書、謂其不合投稅于嘉熙年間、必是假僞。照得、朱氏七契、一契印于紹定三年、六契印于嘉熙四年、其印于嘉熙四年者固若可疑、但所置施文霸桑地、其一畝已于紹熙四年經官、批上砧基簿、其二畝一角十九步又于慶元五年經官、批上砧基簿、又該載嘉定六年分書、並有官印官押分明。直之尚欲將慶元元年至今未印之片紙爲可據、而朱氏紹熙・慶元・嘉定已印之砧基・分書乃不可憑乎。無緣朱氏預於紹熙・嘉定年間僞造砧基・分書、以爲昏賴嘉熙四年產業之理。切詳兩人之詞、僅爭一角之地、展轉逾年、道路經營之費、不知其直幾角矣。昧于遜畔、至于此極、深可念也。今將兩家契書反覆究問、期于息爭。朱氏當全有桑地、王直之只合得屋基、彼此不容昏賴。本縣雖曾委主簿標遷、以桑地還朱氏、以屋基還王直之、但剖析兩家情僞、全不分明、故直之尚欲微覬于萬一。欲當廳責狀、將各人干照逐一給還、庶可絕詞。

(三)「王直之朱氏争地（王直之と朱氏が土地を争う）」

吳恕齋

田地を互いに争うとき、官は契約書に依拠して裁きをつける。徐監獄^①の息子の嫁朱氏が依拠する紹熙・慶元の間（一九〇～一二〇〇）に施文霸の桑地を典買した七枚の契約書は、合計二畝一角十九歩で、畝歩・四至を記載すること明瞭であり、最後の二枚の契約書にはまた「住宅及び宅地を、軒先を境として施王徳に典売する外、その他はすべて徐宅に売与したものである」と書かれている。これが朱氏の契約書である。王直之が依拠する嘉熙三年（一二三九）、四年に施王徳の家屋・宅地を典買した四枚の契約書、さらに官に提出した施王徳がもと施文霸の家屋・宅地を買った際の官印のない古い契約書には、家屋の広さと屋下の宅地を記載しているが、屋外に桑地の面積があるとは明らかに書かれていない。これが王直之の契約書である。両家の契約書でこの争いを考えてみると、朱氏は桑地をすべて有しているべきであり、直之は僅かに宅地を買っただけで、双方の証拠文書は極めてはつきりしている。

今直之は施王徳の死後、宅地以外の土地を手に入れようとし、朱氏の桑地一角を占拠したが、一体どんな根拠があったのかのだ。「官に提出した施王徳がもと買った文霸の古い契約書が根拠です」と言っているが、四十余年前の一枚の竹紙^②は結局税契しておらず、もとより信憑しがたい。今仮に信憑できるとしたにせよ、契約書にはただ住宅と宅地が書いてあるだけで、「桑地」「一角」という二つの文字はない。ただ施王徳の最初の典契内に「桑地」の二字が根拠もなく書かれているが、そこにはまた面積・四至がなく、続いて嘉熙四年閏月に施百二娘が施王徳の死後に断売した際（の契約書）に、また「一角」の語を書き加えている。よいか、施王徳・施百二娘が何を拠り所に桑地一角を売り、王直之もまた何を拠り所に桑地一角を買ったというのだ。おそらく朱氏の桑地はもと施王徳が小作していたも

ので、さらに施百二娘の証言には、「当時はただ住宅と宅地を売っただけで、桑地も一緒に直之に売ったことはありません」とある。これは王直之が貪欲に手に入れようと意図したのでなければ、施王徳が地主の土地を盗売したのであり、それ以外言いがたい。今直之は自分の契約書の不正を顧みず、朱氏の契約書（の問題点）を探し求め、「けしからぬことに嘉熙年間に税契している、きつと偽物に違いない」と言っている。

当面次のように判断する。朱氏の七枚の契約書は、一枚が紹定三年（一二三〇）に官印を受け、六枚は嘉熙四年（一二四〇）に官印を受けている。その嘉熙四年に官印を受けたものもとより問題がありそうだが、ただし買った施文霸の桑地の内、その一畝についてはすでに紹熙四年（一一九三）に官に届けて砧基簿に書き込みをし、その二畝一角十九歩についてもまた慶元五年（一一九九）に官に届けて、砧基簿に書き込みをしており、さらに嘉定六年（一二二一）の家産分割書にも記載され、すべて明瞭な官印・官の花押がある。直之はなおも（自分の）慶元元年（一一九五）から今に至るもなお官印を受けていない片紙を証拠としながら、朱氏の紹熙・慶元・嘉定に官印を受けた砧基簿・家産分割書は信憑できないのか。朱氏が予め紹熙・嘉定年間に砧基簿・家産分割書を偽造しておき、それで嘉熙四年に土地を誤魔化し取るという道理はない。

双方の訴状をよく検討してみると、わずか一角の土地を争ってずるずると一年を越えており、裁判に必要な費用が（土地）何角に値することになるか考えてみよ。境を譲ることを弁えていないと、このような最悪の事態になる。とくと考えてみるべきである。今両家の契約書を繰り返し調査し問題点を洗い出し、争いを止めるようにした。朱氏は当然桑地をすべて所有すべきであり、王直之はただ宅地を得るのみであり、どちらも騙し取ることを許さない。管轄の県ではかつて主簿に委ねて境界を定め、桑地を朱氏に渡し、宅地を王直之に渡したが、両家の主張の真偽を分析する

（六）陸地歸之官、以息爭競

吳恕齋

張清死、無子、有鹹塘陸地二畝、朱安禮・張七四互爭、自縣至府、展轉二年。朱安禮陳詞不已、張七四自刑至再。安禮之說曰、嘉熙四年二月內、用會八十貫、典到上件陸地、當年十一月投稅訖。張七四之說曰、張清過房爲其子、張清死于嘉熙四年十月、安禮印契于嘉熙四年十一月。張清當年三月內、委將上件地抵當在安禮處、續于五月內已算還本利、但未取得契書。所有典契、係安禮逼其已死男張百三僞書。今將縣府案卷反覆看詳。照得、張清陸地、張七四・朱安禮皆不當得之、只合作絕戶產歸官。何以言之、張清將地抵當、所在鄉例有之。只緣本利雖已還足、契簿未曾取回、安禮因張清身死、遂啓吞謀之心、乃作正行典契投印。殊不知作僞心勞、如見肺肝、今詳二契、皆是旋填年月、又非出于一手、其爲僞一也。既是二月立契、乃越十月投印于張清死後、其爲僞二也。安禮交易不明、雖得此地、固無此說。張七四乃欲垂涎、亦爲不可。蓋張七四乃張六一嫡子、張清乃其叔也。張清未死、張七四自異居而各都、張清死、張七四始竄身而入室、此其非張清之子、一也。若曰過房、何爲尊長・鄰里不敢指證、經官除附、並無明文、而安禮執出本縣嘉熙二年別事斷由、明指張清爲張七四之叔、此其非張清之子、二也。縱曰果曾過房、在法、爲人後者不以嫡。張七四畫列宗派圖（三）、其本生父只生七四一人、實爲嫡子。爲人嫡子、乃自絕其本生父母之嗣、而過房于其叔、于理可乎。此是張七四因張清

死而無子、又知安禮交易不明、亦起吞併之心、故創過房之說、以爲占據產業之計明矣。利之所在、雖微必爭、遂使安禮僞爲契書而不顧、張七四冒爲人子而不恤、倘非盡伐其姦、何以轉移薄俗。欲將朱安禮繳到僞契毀抹、行下本縣、併契勘張清但于物業、盡照絕戶條法、拘籍入官、或爲縣學養士之助、仍將張七四押歸本生父張六一家、承續香火。其所爭陸地至微、官司非有所利也、但欲使嗜利小人稍知忌憚、不至冒法而悖理耳。

〔一〕張七四畫列宗派圖「列」、疑作「到」。

〔二〕「陸地歸之官、以息爭競（陸地は官の所有とし、争いを終息させる）」

吳恕齋

張清は死んで息子が無く、鹹塘の陸地^{はたけ}二畝があるが、朱安礼・張七四が互いに争い、県から府に至り、かれこれ二年になる。朱安礼は止むことなく訴状を出し、張七四は二度も自分の身を傷つけている。安礼はこう言っている。「嘉熙四年（一二四〇）二月内に、会子八十貫で件の陸地を典得し、その年十一月に税契しました」と。張七四はこう言っている。「張清は（私を）養子とし、張清は嘉熙四年十月に死にましたが、安礼は嘉熙四年十一月に税契しています。張清はその年三月内に件の土地を安礼の所に抵当に入れ、続いて五月内に元利を返済しましたが、契約書は未だ取り戻していません。その典契は安礼が張清の死んだ息子張百三に強制して書かせた偽物です」と。

今、県と府の一件書類を繰り返し調査した。当面以下のように判断する。張清の陸地は、張七四・朱安礼ともにこ

れを取得すべきではなく、ただ戸絶の財産として官に帰属させるべきである。何を根拠にこう言うのかといえば、張清は土地を抵当に入れたが、(こうした抵当という行為は)至る所で慣習として見られる。ただ元利を返済し終わっても契約書を未だ回収していなかったことによつて、安礼は張清が死んだことから、遂にはわが物にしようとの思いを抱き、そこで正式の典契を作つて官印を受けたのである。よいか、偽造に心を砕いたこと、肺肝を見るがごとくはっきりしているのだ。

今二枚の契約書を調べてみると、みな年月を書き加えたもので、さらに一人が書いたものではない。その偽造の第一点である。すでに二月に契約を立てているのに、十ヶ月を越えて張清が死んだ後に官印を受けている。その偽造の第二点である。安礼の取引は曖昧で、この土地を取得したとはいえ、もとよりこの言い分は通らない。張七四はその土地を手に入れたいと強く願っているが、これまたできることではない。というのは、張七四は張六一の嫡男であり、張清はその叔父である。張清がまだ死なない時に、張七四は自分から住まいを異にして各々生活しており、張清が死ぬや、張七四ははじめてこつそりと張清の家に入ったのである。これは張七四が張清の子ではないことを示す第一点である。もし「養子になりました」と言うのなら、どうして尊長や近隣の者達はあえてそれを立証しようとせず、官での戸籍の登録替えについても全く明確な記載がないのか。さらに安礼が提出してきた管轄の県が出した嘉熙二年の別件での断由^⑧では、明らかに張清を指して張七四の叔父だと言っている。これが張七四が張清の子ではないことを示す第二点である。たとえ「本当に養子になったのです」と言つたとしても、法律では「人の養子となる者は嫡子であつてはならない」とある。張七四が描いた家系図では、彼の実の父親はただ七四一人をもうけただけで、実際に嫡子である。人の嫡子でありながら、自ら実の父母の系統を絶つて、その叔父の養子となるのは道理に適っているであろう

か。これは、張七四は、張清が死んで子がなく、その上安礼の取引が曖昧であることを知ったことによって、土地を手に入れようとの下心を抱き、ゆえに養子の話をでっち上げて土地を占拠する計画を立てたことが明らかである。利のあるところ、それが僅かでも必ず争い、遂には安礼が契約書を偽造しても何とも思わず、張七四が偽って人の養子となっても実父を憐れまない、という結果をもたらした。もしその邪な行い^{よこしま}を尽く処罰しないとしたら、どうやって酷薄な世間の風潮を改善できようか。

朱安礼が提出してきた偽の契約書は無効の印を付け、管轄の県に命令して張清のすべての財産を調査し、すべて戸絶の法律に照らして帳簿に書いて官に没収し、あるいは県学^{けんがく}の教育費の一助とし、なお張七四を実父の張六一の家に強制して帰らせ、先祖の供養を承け継がせよ。その争うところの陸地はいたって僅かで、官司に利益があるからこうするのではなく、利益に走る小人に少しでも忌憚を分かれ、法を犯し道理に悖ることにならないようにさせたいがためなのである。

【校勘】

①原文八行目、中華書局本は「今詳二契皆是旋填年月」とするが、原文のように改めた。

②原文十七行目「但于」は、「但干」の誤りであろう。但干の用例は本書中にも、中華書局本の二四三頁七行目、二八〇頁本文の四行目に見えるが、袁寶編『宋語言詞典』（上海教育出版社、一九九七年）は、『宋会要輯稿』の用例を引いて、「但干」に「凡是」「所有」の意味を与えており、本条の文脈からしても「すべての」といった意味の語句でなければならぬからである。中華書局本は、例によって「于」字を「於」字に変えているため、一層意味を不

明にしている。

③原文十七〜十八行目、中華書局本は「盡照絶戸條法拘籍入官」とするが、原文のように改めた。

【注釈】

①『宋刑統』卷二四、鬪訟律「邀車駕擗鼓上表自訴事 自毀傷及撻耳」に、

諸邀車駕及擗登聞鼓、若上表以身事自理訴、而不実者、杖八十。（原注省略）自毀傷者、杖一百。

とあり、また同条の看詳に、

臣等参詳、应有撻耳及諸自毀傷而訴事者、先決臀杖十下、然後推鞠。所訴之事、各随虚实别断。

とあるように、律の禁止するところではあったが、自らの身を傷つけて訴えを受理するよう求める行為は多く見られた。例えば本書卷一三、妄訴「釘脚」の条、また『宋会要輯稿』刑法三一五、訴訟、大中祥符七年九月十日の詔を参照。

②原文「断由」とは、判決理由書である。『宋会要輯稿』刑法三一二八、紹興二年五月七日条に、「臣僚言、今後民

戸所訟、如有婚田差役之類、曾經結絶、官司須具情与法、叙述定奪因依、謂之断由、人給一本。（下略）」とある。

③滋賀秀三『中国家族法の原理』（創文社、一九六七年）第三章第一節、擬制による承継人―「嗣子」参照。この条文は滋賀氏の叙述を補うものとなろう。

争屋業

(七) 叔姪争

吳恕齋

盛榮與盛友能爲從叔姪、貧富蓋有不同、罅隙已非一日。友能必饒于財、素無周給之恩、盛榮乃饒于舌、遂興連年之訟。觀盛榮方訴其姪包占古路、而友能復發其叔私販糯米、其情大畧可見。盛榮所訴、未必盡實、但察推謂予奪田地之訟、所據在契照、所供在衆證、此說極是、盛榮所以未甘屈服者、正以官司未索兩家之契照、參合衆人之公論耳。今切見盛榮所訴四事、其虛妄無可疑者二、謂友能包占古路、侵占祖墓是也。其虛妄而尚有可疑者二、謂友能占竹地及桑地是也。何以言之、所争古路、本非盛榮自己地段、乃衆人所由之徑也。所争古墓、本非盛榮的親祖宗、乃同姓盛卸三之祖墓也。若曰友能跨路造門、則鄰保供證、謂初不礙衆人往來。若曰盛榮別有祖墓、則鄰保供證、謂卽無其他墳塚。衆人之路、衆人不以爲不便、而盛榮獨以爲言。盛卸三之祖墓、盛卸三不以爲侵占、而盛榮乃敢妄指。此其爲虛妄較然矣。獨所訴友能强占竹地・桑地、此則官司有當考究者。其所訴竹地一段、係盛文旺・文貴中分之產。文旺卽盛榮之父、文貴卽友能之祖、乃全有之。此盛榮所以有詞。不知友能全有此地、何所憑據。若其父祖已曾買到文旺所分一半、官司今與索契參照、則盛榮自無詞矣。自縣而府、卽不曾究問友能所以全有此地之由、此盛榮所以囂訟不已。其所訴桑地一段、謂其父買到盛文智之產、見

其砧基上手契、初不知其姪友聞盜賣與友能。此盛榮所以有詞。以姪而盜賣衆分之產、世亦有之。本縣合喚友能、根問憑何干照、與友聞交易、及當時曾不問盛榮、仍合喚友聞與盛榮、面對是與不是盜賣、則盛榮自無詞矣。自縣而府、即不曾追友聞對所以出賣之因、此盛榮所以囂訟不已。小人陳詞、往往借實翼虛、張大其事、以動官司之聽。殊不知虛妄之迹、最難指掩、虛者一露手足、而實者亦若不實矣。若就府一一追究、恐隔驀掩延。欲將盛榮連案押下縣佐廳、迫人索契、從公指定、限三日申。如此兩事更屬虛妄、顯見頑猾、擾害宗族、素煩官府、即合申解、依條施行。

争屋業

(七) 「叔姪争（叔と姪が争う）」

吳恕齋

盛榮と盛友能は從叔と從姪^①で、貧富にはおそらく差があり、対立も今に始まったことではない。友能はきつと金持ちだが、これまで一族を（経済的に）救済したことなどなく、盛榮は口先が達者で、遂に長年に渡る訴訟を起こした。盛榮がはじめその姪が古路を占拠したと訴え、友能がまたその叔父が糯米を私販したと告発したことを観ると、その情状はほぼ理解できた。盛榮の訴えは必ずしもすべてが事実ではないが、ただ觀察推官^②が「田地の訴訟に決着をつける際に、依拠するのは契約証文であり、（採用すべき）供述は衆人の証言である」と言っており、この意見は極めて正

しく、盛栄が甘んじて屈服しないのは、まさしく官司がまだ両家の契約証文を取り寄せ、衆人の証言と比べ合わせていないからにすぎない。

今盛栄が訴えている四つの事柄をよくよく見てみると、その疑いなく嘘偽りなことが二つあり、「友能が古路を占拠しています、祖先の墓を占拠しています」と言っているのがこれである。嘘偽りではあるがな疑いの余地があるのが二つあり、「友能が竹地及び桑地を占拠しています」と言っているのがこれである。何を根拠にこう言うのかといえば、争っている古路はもともと盛栄自身の地段ではなく、衆人が通る路である。争っている古墓は、もともと盛栄の直系の祖先のものではなく、同姓の盛卸三の祖先の墓である。「友能が路を跨いで門を作りました」と言っている点については、近隣の者達が証言して「全く衆人の往来に妨げはありません」と言っている。「私盛栄には別に祖先の墓があります^④」と言っている点については、近隣の者達が証言して「(盛栄には)その他の墳塚はありません」と言っている。衆人の路は衆人が不便だとは思っておらず、盛栄一人が言い立てているだけである。盛卸三の祖先の墓は、盛卸三が占拠されたと思っておらず、盛栄があえて偽って(侵占と)指摘しているのである。これは盛栄が嘘偽りを言っていることが明瞭である。

ただ友能が竹地・桑地を不法に占拠していると訴えている点は、これは官司が当然究明しなければならないことである。訴えているところの竹地一区切りは、盛文旺・文貴が半分に分けた土地である。文旺はすなわち盛栄の父で、文貴はすなわち友能の祖父であるが、にもかかわらず(今友能が)この地をすべて所有している。これが盛栄が訴状を出す理由である。友能がこの地をすべて所有しているのは、一体どんな根拠があつてのことなのか。もしその父祖がかつて文旺に分割された半分を買ったのであれば、官司は今(その取引の)契約書を取り寄せて参照すれば、盛栄

は自ずと訴えることが無くなろう。県から府に至るまで、友能がこの地をすべて所有している理由をこれまで追求尋問しておらず、これが盛栄が五月蠅く訴えて止まない理由なのだ。

その訴えている桑地一区切りは、「（盛栄の）父が盛文智の土地を買ったものです」と言っているが、その砧基簿と上手契を見ると、なんとその姪の友能が盗売して友能に与えたものではないか。これが盛栄が訴状を出す理由である。姪の立場で家産分割前の財産を盗売するということは、世間にはあることである。管轄の県は友能を召喚して何の証文に依拠して友能と取り引きしたのか、及びその時盛栄に問わなかったのかを徹底的に尋問し、なお友能と盛栄を召喚し、盗売なのかそうでないのか対面して答えさせれば、盛栄は自ずから訴えることが無くなろう。県から府に至るまで、これまで友能を召喚して出売した理由を答えさせておらず、これが盛栄が五月蠅く訴えて止まない理由である。小人の訴えは往々事実借りて虚偽を広げ、そのことを誇張し、それで官司の耳目を引こうとするものである。よいが、虚妄の跡は最も覆い隠し難く、嘘が一度少しでも露見すると、事実も事実ではないようになるものだ。

もし府で一人一人追求すれば、互いに話が通ぜず長引く恐れがある。盛栄の身柄を一件書類と共に県の佐官庁に護送し、関係者を召喚して契約書を提出させ、公平に事実を確定し、三日以内に報告せよ。もしこの二つの事柄も虚妄であれば、盛栄は明らかに狡猾な悪党であり、一族を乱し損ない、官府を紊し煩わせのであるから、直ちに身柄を府に護送し、法に従って処置せよ。

【校勘】

①原文十五行目、中華書局本は「本縣合喚友能根問、憑何干照」とするが、原文のように改めた。

②原文十五、十六行目、中華書局本は「……與盛榮面對、是與不是與」とするが、原文のように改めた。

【注釈】

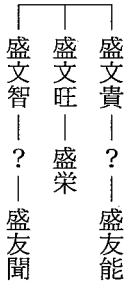
①原文「從叔姪」とは、父の同姓の從弟いとこと己との關係を指す。

②糯米を市販することを禁じた全国的な法令は、管見の限りでは見あたらない。当時酒は専売であつたから、あるいはそれとの関連で糯米私販を禁じた地域的臨時的な措置がとられた可能性はある。斯波義信『宋代商業史研究』（風間書房、一九六八年）一四一―一四二頁に、官による米穀流通への統制が述べられており、朱熹『朱文公文集』卷一八、奏狀「按唐仲友第三狀」に、知台州唐仲友が糯米・糯穀を販売する者を捕らえたとの記述がある。

③原文「察推」とは、府・州の觀察推官の略称。

④盛榮には衆人周知の祖墓(A)があり、その他に問題となつてゐる盛卸三の墓地(B)も祖墓と主張してゐるのであろう。「別有祖墓」とはしたがって、「(A)の外にも別に祖墓(B)があります」と主張したもので、鄰保は(A)以外に盛榮には祖墓はないと証言したのである。

本条の關係図は以下の通り。



（六）再判

吳恕齋

盛榮訴友能強占竹地・桑地二段事、今追到友聞・友能供對。照得、桑地一段、委係盛榮父文旺先買得文智之產、紹定年間、其姪友聞盜賣與友能爲業。友能不問來歷、不收上手契照、鹵莽交易、宜有今日之訟。但縣判謂盛榮與友能爲族叔姪、居止相近、安有紹定二年賣過此產、而不知之理。況友能自得此地、築屋其上、種竹成林、已十四五年、而盛榮始有詞訴、何邪。在法、諸同居卑幼私輒典賣田地、在五年內者、聽尊長理訴。又諸祖父母・父母已亡、而典賣衆分田地、私輒費用者、準分法追還、令原典賣人還價、卽滿十年者免追、止償其價。揆之條法、酌之人情、歷年既深、在盛榮只合得價、不應得產。欲帖縣、監友聞先賣契字、仍給還友能管業外、所爭竹地一段、據盛榮執出分書、委係文旺・文貴各得其半、盛榮卽文旺之子、友能卽文貴之孫。今友能乃全有之、別無片紙干照、必是影帶包占。此盛榮所以反覆鬻訟不已也。欲併帖委官、照分書將上件竹地標釘界至、作兩分管業、庶幾予奪各得其當。如盛榮再敢健訟、照已判斷治施行。

(㍷)「再判(二度目の判決)」

吳恕齋

盛栄が、友能が竹地・桑地二区切りを不法に占拠したと訴えた件につき、今友聞・友能を召喚して供述させた。当面以下のこと判明している。桑地一区切りは、実際に盛栄の父文旺が先に文智の土地を買ったもので、紹定年間(一二二八〜一二三三)にその姪友聞が盗売して友能に与えて業としたものである。友能は来歴を問わず、上手の契約書も収めず、いい加減に取り引きした。今日の訴訟があるのも、宜なるかなである。

ただ県の判決では、「盛栄と友能は一族の叔父と姪で、住居も近く、どうして紹定二年にこの土地を売り渡したのに、それを知らない道理があるうか。ましてや友能は自らこの土地を得るや、その上に家屋を建て、竹を植えて林とし、既に十四、五年が経過してから、盛栄がはじめて訴状を出しているのはなぜか。法では、『諸そ同居の卑幼がひそかに輒く田地を典売したならば、五年以内のものは、尊長が争い訴えることを許す』^①とあり、また『諸そ祖父母・父母が既に亡く、家産分割前の田地を典売し、ひそかに輒く費用した者は、家産分割の方法によって取り戻して償還させ、もと典売した人に価銭を弁済させる。もし十年を過ぎたものは取り戻しを免じ、ただその価銭を償還させるに止める』^②とある。この争いを法律に照らし、人情を参酌すると、既に長い年月が経っており、盛栄の側ではただ価銭を得るべきで、土地を得るべきではない」と言っている。

県に帖文を送り、友聞が先に売った契約書を取り立て、友能に与えて管業させるほか、争っている竹地一区切りは、盛栄が提出してきた家産分割書に拠れば、確かに文旺・文貴が各々半分を得たもので、盛栄はすなわち文旺の子、友能はすなわち文貴の孫である。にもかかわらず今友能がすべてを所有しているが、別に一片の書き付け証文もなく、

必ずや所有者名義を誤魔化して全部を占拠しているに違いない。これが盛栄が繰り返し五月蠅く訴えて止まない理由である。

前の件と併せて県に帖文を送り、官に委ねて、家産分割書通りに件の竹地に境界の標識を立て、それぞれの相続分として管業させよ。こうすれば決着は各々当を得たものとなろう。もし盛栄が再び敢えて頑なに訴え出れば、先の判決通りに処罰せよ。

【校勘】

原文七〇八行目、中華書局本は「……友能管業、外所争竹地一段」とするが、原文のように改めた。

【注釈】

①『宋刑統』卷二二、戸婚律「卑幼私用財」に、卑幼が同居の財産を費用した際の罰則規定があるが、費用した財産の処置に関しては規定がない。この法は、その空白を埋める意図から作られたものである。

②これも注釈①と同じ意図を持って作られた法であろう。原文「準分法追還」とは、行われるべき家産分割の方法によつてという意味で、三人兄弟ならば、全てではなく、典売した者の一分を除いて三分の二を追還することもあり得るという含みであろう。

(五) 舅甥爭

葉岩峰

張誠道、舅也、鍾承信萬鈞、甥也、舅甥爭屋、非義也。鍾承信供稱、母親置到楊家巷屋七間兩厦、租賃與外人、張誠道供稱、于內買得前二間及一小間、遂致互爭爲己物。大抵交易當論契書、亦當論管業。張誠道不曾管業一日、却有張洵正賣契一紙、遂謂有契豈不勝無契。鍾承信止有張模等上手契三紙、更無正典賣契、却管業二十八年、遂謂管業豈可使失業。二說相持、莫決是非。張誠道欲破管業之說、則曰鍾甥久出不歸、親姐貧、無以養、權借此屋收賃、以助買油菜。此論未通。近世澆薄、兄弟姊妹相視如路人。若能損己業、以贍同胞、我未之信也。鍾承信欲破無契之說、則曰母置此屋、恐以孤孀見欺于人、遂托舅之名以立契、竟執留而不還。此恐有之。安固習俗、常假姓以置產、凡訟牘間、蓋屢見之矣。何況鍾承信之母、管業多載、身故已二年、至今鍾氏每日點印賃錢、有簿曆可照。前後賃屋者、如張溢老·徐十三等、莫不曰賃鍾之屋、有租剝及供責可憑。此管業分明、豈不過于有契乎。兩詞曲直、于此可占矣。雖然、舅甥義重、忍傷和氣。今不必論契書之有無、亦不必論管業之久遠、當照張誠道所供及其初意可也。始焉既能舉此屋、以奉乃姐、終焉豈不能返此屋、以歸乃甥。弓得于楚人、瓊還于王氏、理所當然、在渭陽何辭焉。今仰鍾承信萬鈞仍舊管佃此屋、迺所以全張誠道始終之義、案給契付鍾承信、庶得允當。

(二) 「舅甥争（母方の叔父と甥が争う）」

葉岩峰

張誠道は舅（母方の伯叔父）であり、承信郎^①の鍾萬鈞は甥である。舅と甥が家屋を争うのは義に悖ることである。

鍾承信は「母親が買った楊家巷の家屋七部屋二棟は、一族外の人に賃貸しています」と供述し、張誠道は「その中の前の二部屋と一小部屋を買いました」と供述し、遂に互いに自分の物だと争うに至った。

およそ取引は契約書を問題とすべきであり、また誰が管業しているかを問題とすべきである。張誠道はかつて一日も管業しなかったが、しかし張洵正の売契一枚を持っており、遂には「契約書があるのに、どうして契約書がないことに勝らないことがあろうか」と言っている。鍾承信はただ張模等の上手契三枚があるのみで、それ以外は正式の典売契約書がないが、しかし管業すること二十八年で、遂には「管業しているのに、どうして業を失わせることができようか」と言っている。双方の主張は互いに譲らず、是非を決する術がない。張誠道は（鍾承信の）管業の主張を説破しようとして、「甥の鍾は長く出かけて帰ってこず、実の姉は貧しく生活ができなかったので、（私は）暫時この家屋を貸して賃貸料を取り、それで油・菜を買う助けとしました」と言っている。この論は通用しない。近頃は人情が薄く、兄弟姉妹さえ互いに道行く他人のように見なしている。自分の財産を損なうてまでして同胞を援助するということは、私には信じられないことだ。鍾承信は（張誠道の）契約書が無いという主張を説破しようとし、「母がこの家屋を買う時に、孤児と寡婦が人に欺かれるのを恐れ、そこで舅の名義で契約を立てましたが、結局は（舅は契約書を）手元に留めて返還しませんでした」と言っている。こういうことは恐らくあるであろう。安固^②の習俗では、常に誰かの姓に仮託して土地家屋を買っており、およそ訴訟関係文書の中にしばしばそれが見受けられる。ましてや鍾承信の

母は長年管業してきたのであり、死んで既に二年経つが、今でも鍾氏は毎日賃金を点検・記録しており、それを裏付ける帳簿がある。これまでに家屋を賃借した者は、例えば張溢老・徐十三等であるが、全員「鍾の家屋を賃借しました」と言っており、賃貸契約書及び信憑すべき供述がある。この管業（という事実）ははっきりしており、どうして契約書を持つてゐることより優らないことがあろうか。双方の曲直はここにおいて判断することができる。そうではあるが、舅と甥の義は重く、和氣を傷つけるに忍びない。今は契約書の有無を問題にする必要はなく、またどれだけ長く管業したかも問題にする必要もなく、張誠道の供述とその最初の意向に従えばそれでよいのである。最初は、この家屋すべてを与えて姉を養ひ得たからには、最後になって、この家屋を返して甥の物とできないはずはない。弓は楚人に拾われた、^③ 氈は王氏に返されたと言うように、これは当然の道理であり、舅に何の言い分があろうや。

今承信郎鍾萬鈞に命じ、旧来通りこの家屋を管佃させ、それでもつて張誠道に始めから終りまで筋を通させる。本件担当部局^④は契約書を鍾承信に給付せよ。こうすれば妥当な処置とならう。

【校勘】

原文十一〜十二行目、中華書局本は「……張誠道所供、及其初意可也」とするが、原文のように改めた。

【注釈】

①「承信郎」は、政和年間に定められた武官の寄祿官名で、従八品上に相当する。

②原文「安固」は、温州瑞安縣の古称。『輿地広記』卷二三、兩浙路下、瑞安縣の条には、「晋改為安固」と作るが、弘治『温州府志』卷一「建治沿革」、嘉靖『温州府志』卷一「建治沿革」等によれば、『輿地広記』の「安固」は「安

固」の誤記である。

③原文「弓得于楚人」については、前号(一)の注釈⑤参照。

④原文「氈還于王氏」は、『晋書』卷八〇「王羲之伝、付獻之伝」に、

夜臥齋中、而有偷人入其室、盜物都尽。獻之徐曰、偷兒、青氈我家旧物、可特置之。群偷驚走。

とあり、盜賊が夜部屋に侵入し、殆どの物を持ち去ろうとした際に、獻之が徐に「盗人よ、青氈は我が家の昔からの物である、それだけは置いて行け」と言ったところ、群盜はあわてて逃げ去ったという故事に基づいている。

⑤原文「渭陽」は舅を指す。『詩経』秦の章名に「渭陽」があり、秦の康公が舅である晋の重耳の帰国を渭陽に送って亡き母を追念し、後に作った詩。これから、母の兄弟を渭陽という。

⑥原文「案」は、ここでは担当部局の意味。かつて「一字で文の冒頭にある『案』は」「本件は」「この事件は」という意味だと述べたことがあるが(『名古屋大学東洋史研究報告』一二号、一九八七年、一二二頁)、これは全くの誤りである。お詫びして訂正する。

【補説】

前号(五)の注釈①に、葉岩峰は未詳と書いたが、本条が県の判決であること、文中に「安固習俗云々」とあることから、葉岩峰は安固＝瑞安県の知県だったのではないかとの推測が得られる。この推測に立つて南宋の温州瑞安県知県で葉姓の者を調査すると、葉漸と葉賚が浮かび上がる。葉漸は乾道五年(一一六九)の任、葉賚は嘉定八・九年(一二一五・一六)頃の任である(嘉靖三四年『瑞安県志』卷四、職官志)。一方、『清明集』中の葉岩峰の書判で年代がほぼ確定できるものは端平年間(一二三四・六)かそれ以降であり、しかもいずれも県の判決であると推定される。仮

に年代の遅い嘉定年間の葉資を葉岩峰に比定したにせよ、約二十年後も相変わらず知県職にあつたとは常識的に考えにくいことである（もとより貶されて知県職に再任した可能性は排除できないが）。とすれば、本条で言う「安固習俗云々」とは、葉岩峰が、彼の郷里もしくは以前の任地が安固であつたことを回顧して述べた部分ということにならう。葉岩峰は依然未詳である。

(三) 謀詐屋業

葉岩峰

嘗讀杜甫詩曰、安得廣廈千萬間、大庇天下寒士俱懽顏。又曰、何時眼前突兀見此屋、寧令吾廬獨破受凍死亦足。使涂適道觀此詩、將媿死無地矣。涂適道、庸妄人也、固不責其庇寒士、不奪其師所居之屋足矣。固不望其處破廬、不置其師于受凍之地足矣。且學諭陳國瑞・陳聞詩父子也、涂適道俱從之爲師。自小至長、非特摳衣函丈、又且下鄰仁里、豈不知陳國瑞以假館養貧、初無室廬可以聚居托處、遂于嘉定十三年租賃沈宗魯・沈審書院屋宇三間而居。越六七載之後、沈宗魯于寶慶二年春、將上件屋一間半、就典與陳國瑞、契云、所典屋與基地係陳學諭在內居止。續沈審于寶慶三年冬、復將一間半併典與陳國瑞、契亦云、其屋原係陳學諭居住、所有房門板障、乃陳學諭自己之物。以兩契觀之、可見陳國瑞賃居多年、今從賃至典、正合條

法。寒士費幾經營、僅僅得此。豈謂涂適道因典到沈權等屋、便有覬覦之望。畧不存師友之分、百端吞并、擬成片段。沈宗魯因訟死矣、不可計弊、遂說諭沈密重疊交易、有沈密供招可證。故重典亦是寶慶三年、併根乃是紹定二年。又欲勢凌壓之、復于紹定二年假作辛大監立契。殊不知此三數契、皆在陳國瑞寶慶二年交易之後。輕經使府上司十年論訴、必欲強贖。陳國瑞年將八十、父子疲于應酬、妨廢館地、困頓訟庭、師道安在哉。得非盡羿之道以殺羿乎、風俗之薄如此。涂適道萌意貪圖、不奪不饜、非特欲贖沈密所重典者、至于沈宗魯所獨典與陳國瑞者、亦欲一併悋贖。鄉曲親戚、略無公論。楚汝賢等皆涂之黨、陽與和對、陰行傾陷、誘陳國瑞賣出沈密契書、徑行兜執、却逼令交領錢。會、勒立批約云、領涂適道悋贖沈宗魯屋錢。令訖。又云、二契錢。會並領足。其欺騙蹤跡、敗露于此。何以言之、陳國瑞賃屋在先、事事正當、若以鄰論、陳國瑞既先賃先典、涂適道悉在其後、合是先得業者爲主、陳可以贖陳之鄰至、涂不應贖陳之業。若以親論、涂適道與沈宗魯・沈密迺是異姓、沈既涂之親戚、涂安可悋沈之典屋。今書之批領輒曰、涂代沈悋贖、有此理否。顯見違法背義之甚、豈非攘奪其師所居之屋乎。陳國瑞父子柔懦、似不能言者、一時爲涂之親戚所迫、竟俛首從和、退而思之、交易此屋、色色在先、若一旦平白贖去、則無所棲止、更復依傍誰家門戶乎、遂不肯退贖離業。涂適道逐客之念甚急、又慮其無以爲徙居裏糧之計、損官券十貫、以助搬挈、未幾、經縣投詞、便指此會爲陳國瑞妄索陪貼、低價行用、有戾約束。其意以陳國瑞貧儒、豈足以當有司之追、

觸違禁之罪、必至破蕩生生之資而後已、此屋將不待攻而自還。殊不念既奪其業、失蔽風寒之所、又誣以罪、推墮陷穽之中、寧不狼狽于鄉里、流離于道路。何忍使一老先生受困至此、豈非欲置其師于凍餒之地乎。涂適道操心不仁、見利忘義、莫甚于此、亦鄉論所切齒也。天道好還、人慾難勝。幸而陳國瑞有沈宗魯典契一紙、尚留州案、免爲涂適道所攘。今方檢尋取來、遂證得交易歲月在先。又幸而陳國瑞卽經丞廳入詞、悔還吝贖錢・會、就徐士顯家付還搬掣官會、並未曾接受在己。今仰索上件錢・會、勒涂適道交領、仍將涂涂適道重疊弊契及批領、毀抹附案、併監沈密重典賣錢還涂適道。仰陳國瑞照二契管業居住、庶幾從此風雨不動、安然如山矣。但沈密不合故違條法、重併交易、涂適道不合悖慢師道、妄悞屋業、並合勘杖八十、照疏決免斷、仍申使府照應。

(一) 輕經使府上司十年論訴「輕」、疑作「徑」。

(二) 領涂適道吝贖沈宗魯屋錢令訖「令」、疑作「會」。

(三) 沈既涂之親戚「既」之下、疑脫「非」字。

(四) 「謀詐屋業（家屋を騙し取ろうとする）」

葉岩峰

かつて読んだ杜甫の詩にこうある。「どうしたら千万間もある大きな家を得て天下の貧しい士人をそれでおおい、み

んなが嬉しい顔をしているのを見ることができののだろうか。またこうある。「ああ何時になったら目の前に高く聳えるこの家を見ることができののだろうか。この家を見ることができのならば、私の庵が壊されて凍死してしまっても私は満足なのだ^①」。もし涂適道がこの詩を見たら死ぬほど恥じ入るであろう。涂適道は愚かな嘘つきである。もとより彼に貧しい士人を庇護せよとは言わない、彼の恩師が住んでいる家屋を奪わなければそれで十分なのだ。もとより彼に弊屋に住めと望んでいるのではない、恩師を凍えるような所に置かなければそれで十分なのである。

学論の陳国瑞と陳聞詩は父子であり、涂適道とともに彼等を師とした。子供から大人まで、先生として敬意を表しているだけでなく、さらには隣近所の者も、陳国瑞が家庭教師で貧しい生活を支え、家族が集まり身を置く家屋が全く無かったので、遂に嘉定十三年（一二二〇）に沈宗魯・沈審の書院三部屋を賃借して住んでいたことをよく知っている。

六、七年が過ぎた後、沈宗魯は宝慶二年（一二二六）の春に、上述の家屋一部屋半を陳国瑞に典与し、契約書にも「典するところの家屋と宅地は陳学諭が住んでいる」と書いてある。続いて沈審は宝慶三年冬に再び一部屋半を陳国瑞に典与し、契約書にはまた「その家屋にはもともと陳学諭が住んでおり、その家屋の門と板仕切は陳学諭自身の物である」と書いてある。二枚の契約書から見ると、陳国瑞は長年賃借しており、現在賃借から典得に変えたことは、正しく法律に合致している、とわかる。貧しい士人が僅かばかりのお金をやりくりして、やっとこの部屋を手にしたのである。「私涂適道が沈樞等の家屋を典得したことによって、（陳国瑞が）非望を抱いたのです」などと言えようか。

（涂は）ほぼ先生・友人としての分際を無視し、わが物にせんとあれこれ計り、一部を手に入れようと考えている。沈宗魯は訴訟がもとで死んでしまい、（彼と）悪事を計画することができなかったので、（涂適道が）遂に沈審を説得し

て二重取り引きさせたことについては、沈密の証拠とすべき供述がある。それゆえ二重の典もまた宝慶三年で、屋根（回贖権）まで買ったのは紹定二年（一二二九）である。また勢力に頼んで陳国瑞を圧迫しようとし、再び紹定二年に辛大監^③の名を騙って契約書を立てた。考えても見よ、この三枚の契約書はすべて陳国瑞が宝慶二年に取り引きした後のものである。知府・上司に訴えて十年間争い、無理矢理回贖しようとしている。陳国瑞は年八十になろうとし、父子は応酬に疲れ、家庭教師の仕事もできず、裁きの場に困憊している。師を敬う道はどこへ行ってしまったのだ。これは弔の道を習い尽くして弔を殺すということではないか^④。かくも情誼が薄いとは何たることか。

涂適道は奪い取ろうと思ひ立つや、奪わねば満足せず、ただに沈密が二重に典したものを回贖しようとしただけでなく、沈宗魯が陳国瑞に単独で典したもので併せて回贖しようとした。近隣や親戚には公平な議論（をして涂を諫めること）がほばない。楚汝賢等はみな涂の一味で、表向き調停を行い、裏では計略に陥れようとし、陳国瑞を誘つて沈密の契約書を出させるや、すぐさま取り上げ、（陳国瑞に）無理矢理銅錢・会子を受け取らせ、批約を無理に書かせて、「涂適道が沈宗魯の家屋を回贖した銅錢・会子を受領した」、また「二枚の契約書に係る銅錢・会子はともに全額受領した」とも書かせた。その欺騙の跡はここに露見している。何を根拠にこう言うのかといえば、陳国瑞の家屋賃借は先にあり、一事一事が正当であり、もし「隣」を問題とすれば、陳国瑞は既に先に賃借し先に典得しており、涂適道（の取引）は悉くその後であり、まさに先に業を得た者が持ち主となるべきで、陳は陳の隣を回贖できるが、涂は陳の業を回贖すべきではない。もし「親」を問題とすれば、涂適道と沈宗魯・沈密とは異姓であり、沈は涂の親戚でない以上、涂はどうして沈が典与した家屋を回贖できようか^⑤。今書いた受領の書き込みには「涂が沈に代つて回贖する」とあるが、こんな道理があるうか。明らかに甚だしく法に違ひ義に背く行為であり、その恩師の住む家屋を

奪い取る行為にほかならない。

陳国瑞父子は軟弱者で、ものも言えないかのようにであり、一時涂の親戚に脅迫されるや、結局頭を垂れて和解したのではあるが、後で考えてみると、「この家屋を取り引きした事についてはあれもこれも自分が先で、もし一旦正当な理由もなく回贖されてしまえば住むところが無くなり、これ以上誰の家に頼つたらいいのだろうか」と思い、遂に退贖して業を引き渡すことに同意しなかった。涂適道の陳国瑞を追い出そうとの思いは甚だ切迫していたが、さらに陳には引越して生活する術がないことを考慮し、会子十貫を出して引越しを助けてやったが、間もなく県に訴状を出して、「この会子は陳国瑞が妄りに求めた賠償金で、金額が少ないのは、（賠償を取る行為が）法律に違反しているからです」と言った。その意図は、陳国瑞は貧しい儒者なので、官司の召喚に応じ、法に触れる罪を犯すことなどで、必ず生活の資を使い果たしてしまうであろう、そうすればこの家屋は何もしないでも自然と自分の物になる、という点にあった。考えても見よ、陳の業を奪い、家屋を失わせただけでなく、さらに罪を犯したと誣告し、陥罪の中に押し落としたとあれば、陳はどうして郷里の地で困り果て、他所に流離しないでおれようか。どうして一老先をここまで苦しめるのか。（こうした仕打ち）は恩師を凍え餓える状態に置こうとするにほかならない。涂適道は心根が不仁で、利を見て義を忘れることこれより甚だしいことはなく、地元の人々も切齒しているところである。

天道好還すれば、人欲は勝つことが難しい。幸いにして陳国瑞には沈宗魯の典契一枚があり、なお州の担当部局に保存されていて、涂適道に奪われずにある。今ようやく探し出して取り寄せ、遂に取引の歳月が先にあったことを証明できた。また幸いに陳国瑞はすぐさま県丞の役所に訴状を出し、後悔の念とともに退贖の際に受け取った銅銭・会子を（官に）納入し、徐士頭の家に頼んで引越し費用分の会子を預かってもらい、これまでに（それらの金銭を）

受け取って手元に置いてはいなかった。

今命じて、上述の銅銭・会子を取り寄せ、涂適道に強制的に受け取らせ、なお涂適道の二重取り引きの契約書及び（陳が書いた）受領の書き込みに無効の印を付けて一件書類に入れ、併せて沈密に強制して二重の典・売の銭を涂適道に返還させよ。陳国瑞に命じて、二枚の契約書通り管業して居住させよ。こうすればこれ以降風雨があつても動揺せず、安泰であること山の如しとなるう。ただ沈密はけしからぬことに故意に法律に違つて二重取り引きをし、涂適道はけしからぬことに恩師を侮り疎かにし、偽つて家屋・宅地を回贖したので兩人とも杖八十を科すべきであるが、「執行を免除せよ」との（知府の）指示通り執行は免じてやる。なお知府閣下に上申して照会していただく。

【校勘】

原文十六行目、「徑行兜執」の「徑」字は写真版では「經」。中華書局本は上図校勘本に従つて改めるも、注記はない。

【注釈】

①杜甫の詩「茅屋為秋風所破歌」の一節。原文一行目の「懽顔」は、『全唐詩』卷二一九では「飲顔」、また一行目「何時」の前に「嗚呼」がある。さらに原文二行目の「寧令」は、『全唐詩』にはない。岩波文庫本の『杜詩』（鈴木虎夫・黒川洋一訳注、一九六五年）は乾隆帝勅撰の『唐宋詩醇』を底本としたものだが、『全唐詩』に同じ。

②「大監」とは、司天監監、将作監監、少府監監、軍器監監、秘書監監を言う。後宮の女職にも大監という職があるが、ここは前者である。

③羿は夏の太康の時の有窮国の君。『孟子』卷八「離婁章句下」に、「逢蒙学射於羿、尽羿之道、思天下惟羿為愈已、於是殺羿」とあり、逢蒙は羿に射術を習った後、自分を越える者は羿しかいないと考えて羿を殺した。

④「隣」、「親」とは、前号（一）の注釈③で述べた「親隣の法」を指す。

⑤天の秩序は元へ戻る、悪事をなせば悪報があるの意。『老子』第三〇章に、「以道佐人主者、不以兵強天下、其事好還」とあるのに基づく。

質屋

（三） 不肯還賃退屋

葉岩峰

天下有不平之事如此。黃清道頑民中之至頑者、十王之號、信不虛得。陳成之貧儒士人、豈足以敵十王之勢力。奈何有祖屋八九間、爲黃清道強賃、既不還賃錢、又打傷童僕。無以掩蓋其罪、遂妄托楊氏之名、欲以親鄰悋贖。殊不知乾道八十餘年之業、且經風潮漂蕩之後、契頭各皆亡沒、安有悋贖之理。本縣昨已將黃清道斷遣、勒還賃錢、不伏、監出屋、竟不遵從。兩蒙使府從縣所判、送權縣丞監還、又送縣尉追斷、皆無如之何。大凡爲政、以拔大本薤爲鑒。況黃清道只市井一頑徒、何爲皆畏縮而不敢施行。茲又準使府狀縣、追上監出屋、限十日。本

縣非不嚴行追監、今已一月餘日、本案不敢拘催、承差人甘心受杖、畏黃清道頑惡、如畏虎狼。其間刻木輩憚之、多與之爲地。小人難治如此。何況陳成之屋、白被鎖閉、白折賃錢、何以充養貧之資。黃清道一向逃避、不得已、方令家屬來投詞、妄稱已經使府論理、反欲監折陳成之屋、可謂倒置之甚。度其意、只在計會追擾、使貧士人數間屋掃地而盡、以快其意而後已。有此世界否。若更拖延、必中其計、且照妻屬楊氏・楊瑑狀、責限來日出屋、一窗一戶、不得移動、並要齊全、取領足狀申。如不伏、押楊氏・楊瑑來、枷錮、具解使府施行。

賃屋

(二)「不肯還賃退屋（賃料を払い部屋を明け渡すのに応じない）」

葉岩峰

天下にはかくも不公正なことがある。黄清道は頑民の中でも最も頑な者で、十王の綽名もまことに伊達に得ているわけではない。陳成之は貧儒の士人であつて、十王の勢力に敵うはずもない。如何せん、先祖伝来の家屋八、九部屋があるが、黄清道に不法に賃借され、（黄は）家賃を納めないばかりか、童僕を殴り傷を負わせた。（黄は）その罪を覆い隠せず、遂には勝手に妻楊氏の名義を借りて、親隣という名目で回贖しようとした。考えても見よ、乾道以来八十余年の業であり、かつ大きな混乱を経た後に、契約当事者は各々皆死亡しており、（いまさら）回贖するという道理はない。

本県では先頃既に黄清道に罪責ありと判決し、家賃を強制的に納付させようとしたが、これに伏さず、部屋から強制退去させようとしたが、結局従わなかった。二度にわたって、知府から「県の判決に従って、本件を権県丞に送付して家賃支払いを強制し、また県尉に送付して召喚し処罰せよ」との命令を受けたが、誰もこの問題をどうしようもなかった。

およそ政治を行うには最も勢力ある人物を挫くことが肝要である^⑤。ましてや黄清道は市井の一頑民にすぎず、どうして皆畏れ萎縮して実行しようとするのだ。ここに再度知府が県に書状を送り、「呼び出して強制的に部屋を明け渡させよ、十日以内に」との命令を受けた。本県は召喚し強制することを厳しく行っていないのではないが、今既に一月余り経っているのに、本件の担当者は敢えて逮捕し督促しようとはせず、^{呼出し係}承差人も（職務不履行で）杖打ちされるのに甘んじており、黄清道の凶悪さを畏れること虎や狼を畏れるようである。その中で獄吏達^⑥は彼を憚り、多くは彼とぐるになっている。小人の治めがたいことこのようである。ましてや陳成之の家屋は閉鎖され、家賃が踏み倒されており、（陳成之は）何に頼って貧しい生活を支えられようか。

黄清道はずっと逃避しており、やむを得ず、先ず家族に訴状を入れさせたところ、偽って「既に知府に訴えて判決を得ました」と称し、逆に陳成之の家屋を無理矢理壊そうとした。全くの本末転倒だというべきである。その意図を付度すると、ただ召喚騒ぎを計画し、貧しい士人の数間の家屋を徹底的に壊し、それで鬱憤晴らしをすればよいというものである。こんな世の中があろうか。もしさらに引き延ばせば必ずその計略にはまろう。しばし妻の一族楊氏・楊璿の訴状通り、期限を決めて後日家屋を明け渡させ、窓ひとつ戸一枚も移動してはならず、すべて元通りにし、（陳成之の）受領書を取って上申せよ。もし（この指示に）従わなければ、楊氏・楊璿を連行して来させ、枷を付けて、

知府に護送して処置していただく。

【注釈】

①原文「十王」とは、中国仏教で地獄を支配すると考えられていた十人の閻王、すなわち「十殿閻王」また「冥府十王」の略称。

②原文「風潮漂蕩」は、宋金の抗争を指すのであろう。

③原文「拔大本薙」は、『後漢書』卷五一「龐參伝」に、

拜参為漢陽太守。郡人任棠者有奇節、隱居教授。参到、先候之。棠不與言、但以薙一大本・水一盂、置戸屏前、自抱孫兒、伏於戸下。主簿白以為倨。参思其微意、良久曰、棠是欲曉太守也。水者、欲吾清也。拔大本薙者、欲吾擊強宗也。……参在職、果能抑強助弱、以惠政得民。

とあり、任棠が抜いてきた大きな薙に託して強大な勢力を持つ豪族に打撃を与えるよう龐参に求めたことに因む。

④原文「刻木輩」とは、獄吏を意味する。『漢書』卷五一「路温舒伝」に、「俗語曰、画地为獄、議不入、刻木為吏、期不對」と見え、師古注に、「画獄木吏尚不入対、況真実乎。期猶必也。議必不入対」とある。獄吏の酷薄なことをいうが、後世は獄吏を嫌い憎む言葉となった。

（三） 占賃房 花判

葉岩峰

陳成之有八九間祖屋、黃清道已一十年僦居、既托風雨之帡幪、合分主賓之等級。奈頑夫負義、不償點印之資、及小僕索逋、竟被歐傷之辱。既弗知投鼠之忌憚、輒敢恃放鵬而詐欺。肆逞枝辭、殊無根據。不念身爲屋客、有租賃之親書、及稱業屬妻家、欲贖回于典物。方且執別產以影射鄰界、甚至訟主人而侵占地基、可謂勢若倒行。不思業已經久、蓋楊氏更歷三四世、難索亡沒之契頭、如乾道交易八十年、初無受理之條法。顯見被論之後、妄爲抵拒之詞。君子固難勝小人、客僧反欲爲寺主。倘使市井之輩、盡相倣陸梁、凡有房廊之家、無不遭攘奪。此何風俗、盍正罪名、既經減降之霑恩、姑與從寬而免斷。仰陳成之主持積代祖業、監黃清道填還累月賃錢。如致再詞（二）、定逐出屋。

（二）如致再詞「致」、疑作「敢」。

（三）「占賃房 花判（賃借の部屋を占拠する 花判）^①」

葉岩峰

陳成之は八、九の先祖伝来の部屋を持っており、黄清道は十年間間借りをし、風雨をしのぐ住居としてゐるからには、主賓の身分を弁えるべきである。如何せん、頑夫（黄清道）は義に背き、家賃を支払わず、小僕が取り立てに行

くや、(小僕は)殴って傷を負うという辱しめを受けた。投鼠の忌憚^⑧を知らないばかりか、放鵬を侍んで詐欺を行つてゐる。勝手にあれこれ言い立てるが全く根拠がない。自らが店子であり、自分で書いた賃貸契約書があることを顧慮せず、「家屋は妻の実家のものです」と称して、典に入れた家屋を贖回しようとした。はじめは別の土地を用いて隣の土地を他人名義で取得しようとし、揚げ句に主人を訴えて宅地を侵占した。本末転倒というべきである。よいか、問題の土地は長い時間を経過し、恐らく楊氏も三、四世代交替しており、死んだ契約当事者を連れてくるわけにはいかないし、乾道年間の取引から八十年を経ているような事柄について、それを受理する法律など全くない。判決が出た後に、嘘をついて抵抗し拒む訴状を出したことは明らかである。君子はもとより小人に勝ち難く、客僧が逆に寺主となろうとしている。もし市井の輩が皆倣つて恣に振る舞えば、およそ家屋を持つてゐる家は皆奪い取られてしまうであらう。これはなんたる風潮であるか、刑罰を与えないわけにはゆかないが、罪を減ずるといふ恩赦が出たからには、暫くは罪をゆるめて処罰は免ずる。陳成之に命じて先祖代々の業を所有させ、黃清道に強制して滞納した何ヶ月かの家賃を支払わせる。もし再度訴状を出せば、必ず部屋から追い出すぞ。

【注釈】

①「花判」とは、唐代の駢儷体で書かれた判語に倣い、滑稽味を交えて些細なことを論じたものを言う。この条は前条を承けて唐の花判に倣つたものである。洪邁『容齋隨筆』卷一〇「唐書判」に、次のように記す。

唐銓挾人之法有四、……四曰判、文理優長。……以判為貴、故無不習熟。而判語必駢儷、今所伝龍筋鳳髓判及白樂天集甲乙判、是也。自朝廷至県邑、莫不皆然、非讀書善文、不可也。宰臣每啓擬一事、亦必偶數十語、今鄭畋

勅語・堂判猶存。世俗喜道瑣細遺事、參以滑稽、目為花判、其實乃如此、非若今人握筆拋案、只署一字亦可。國初尚有唐余波、久而革去之。

②原文「投鼠之忌憚」とは、「投鼠忌器」に同じで、悪を除こうとするも影響の大きいことを畏れて憚ることをいう。『漢書』卷四八「賈誼伝」に、「里諺曰、欲投鼠而忌器。此善諭也。鼠近於器、尚憚不投、恐傷其器。況於貴臣之近主乎」とある。

③原文「恃放鵬」の「放鵬」は、徐元瑞『吏学指南』「雜類」に、「俗語、訐人私者、謂之放鵬」とあり、同時に「猶利己害物也」また「謂刻也」という解釈もあげている。ここでは第二の解釈「己の利益のために他人を損なう」を採用したい。

(三) 賃者析屋 花判

葉岩峰

李廣縣吏貼、有何能爲、鮑煥之屋主人、反遭凌侮。幾載托帡幪之庇、一朝逞除拆之私。甲家私過乙家、固當搬去自物、東壁打至西壁、不應毀作破廬、遂致四達以無旁、豈知一日而必葺。有心害物、夫何畫茄樹而行、定罪原情、豈可從蒲鞭之恕。李廣勘杖一百、監修。

(三)「賃者析屋 花判(賃借者が部屋を壊す 花判)」

葉岩峰

李広は県の吏貼^①だが、何ができるというのか。鮑煥之は家屋の持ち主だが、却って虐待され侮りを受けている。(李は)何年もの間賃借していながら、ある日勝手に取り壊そうと思い立った。甲家が勝手に乙家に移るときには、当然自分の物を持ち去るべきであるのに、東の壁から西の壁まで打ち壊し、けしからぬことに破れ屋としてしまい、遂には至るところ壁を破壊して、一日で修復できる状態ではなくなった。ものを壊そうという気持ちがあれば、どうして茄樹^②を画いて行き、情を^{たずね}原て罪を定めるのに、^③どうして蒲の鞭を用いて寛恕しようか。^④李広は杖一百とし、強制して家屋を修復させよ。

【注釈】

- ①原文「吏貼」とは、胥吏の職名で、文書の書写や造籍を扱う貼司であろう。
- ②原文「畫茄樹而行」は未詳。示教を待つ。
- ③原文「定罪原情」は、『漢書』卷八三「薛宣伝」に、「春秋之義、原心定罪」とあるのによる。心情を汲んで罪を定めるの意味。
- ④原文「蒲鞭」は、『後漢書』卷二五「劉寛伝」に、「遷南陽太守、典歷三郡、温仁多恕。……吏人有過、但用蒲鞭罰之、示辱而已、終不加苦」とあるのによる。罪辱を示すのみで苦痛を与えないの意味。

争山

（三） 争山

吳恕齋

牛大同乃錢居茂之婿、錢孝良乃錢居洪之子。居茂・居洪嘉定六年置立分書、異居析產、已三十年。淳祐二年、大同葬其母于居茂祥禽鄉之山、孝良乃稱大同僞作居茂遺囑、强占山地、有詞于縣。縣不直之、再詞于府。今官合先論其事理之是非、次考其遺囑之真僞。照得、大同所葬之山、居茂之山也。居茂雖死、其妻汪氏・其子孝忠見存。大同若果是僞作遺囑、强占山地、汪氏・孝忠訴之可也。今汪氏・孝忠俱無詞、而孝良有何干涉、乃指爲僞而訴之。此無他、小人無知、因其造墳、疑可爲風水、始欲含糊沮撓、繼于狀詞栽埋親鄰取贖之說、惟欲覬覦而攘之。殊不知同分之產、若賣與外人、則親鄰可以倍贖。今大同爲居茂之婿、居茂既以遺囑與之、而汪氏・孝忠俱不以爲非、孝良其何詞乎。況將遺囑辨驗、委是居茂生前標撥、與女捨娘充嫁資、其辭鄙俚懇切、雖未爲當理、却是居茂親筆書押、與嘉定年間分書比對、出于一手、真正自無可疑。又況居茂・居洪今同分書內該載、極是分曉^{（二）}、居茂得山而不得田、居洪得田而不得山。孝良雖欲覬覦、無一而可。欲連契案帖縣、令牛大同憑遺囑管業、庶幾是非別白、予奪分明、鄉村小人、各安其分、不致囂訟、重傷親誼。

〔二〕居茂居洪今同分書內該載極是分曉「今」、疑作「合」。

争山

(四) 「争山（山を争う）」

呉恕斎

牛大同は錢居茂の娘婿であり、錢孝良は錢居洪の息子である。居茂・居洪は嘉定六年（一二一三）家産分割書を立て、財産分けて別々に住むこと既に三十年になる。淳祐二年（一二四二）、大同は母親を居茂の祥禽郷^①の山に葬ったが、孝良は「大同は居茂の遺言を偽造し、山地を不法に占拠しました」と称し、訴状を県に投じた。県がこれを不当な訴えとするや、再度訴状を府に投じた。今官では先ずその事理の是非を論じ、次いでその遺言の真偽を考えるべきである。

当面以下のこと判明している。大同が葬った山は居茂の山である。居茂は死んだが、その妻の汪氏、その息子の孝忠は健在である。大同がもし本当に遺言を偽造し、山地を不法に占拠したのなら、汪氏・孝忠がこれを訴えればよいのである。今汪氏・孝忠とともに訴えていないのに、孝良は何の関わりがあつて、偽造としてこれを訴えるのか。これは他でもない。小人は無知で、牛大同が墓を作ったことから、そこが風水が優れているのではと考え、始めは嘘をついて妨害しようとし、次いで訴状において親隣を理由に贖回したいとの説を偽って主張し、非望を抱いてこれを奪おうとしたのである。よく考えて見よ、同分の地産^②をもし一族外の者に売ったとすれば、親隣は回贖^③することができる。（しかし）現在大同は居茂の娘婿であり、居茂が遺言して大同に与え、汪氏・孝忠ともに間違いないとして以上、孝良に何の言い分があるうか。ましてや遺言を調べてみると、実際に居茂が生前に標撥して娘の捨娘^④に与えて持参財産としたもので、その言葉遣いは鄙び懇切で、筋道立っていないとはいえず、しかし居茂の親筆の署名は、嘉

定年間の家産分割書と比較すると同一人の手になるもので、本物であること疑いが無い。さらに居茂・居洪が合同の家産分割書内に記載していることは極めて明々白白であつて、居茂は山を得たが田は得ておらず、居洪は田を得たが山は得ていない。孝良が非望を抱いても、一つとして認められることではない。

契約書・一件書類とともに県に帖文を送り、牛大同に遺言通り管業させれば、是非ははっきり弁別され、(官司の)決定は明らかであり、郷村の小人は各々その分に安んじて五月蠅く裁判沙汰を起こして親属の誼みを深く傷つけることにはならないであろう。

【校勘】

原文九行目、「出于一手」の「一」字は写真版にはない。中華書局本は上図校勘本によつて補なうも、注記はない。

【注釈】

①咸淳『臨安志』卷二〇、疆域五、郷里条によれば、祥禽郷は臨安府新城県下にある郷名である。「唐正観(一貞観、宋仁宗の名禎の避諱)中、有白雀見、因以為名」と注記がある。

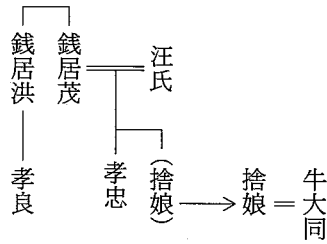
②「親隣」については前号(一)の注釈③参照。

③「同分」については前号(二)の注釈①参照。ここでは、家産分割後の土地について、「かつて持ち分権があつた」という意味で用いている。

④「標撥」とは、父から息子への財産承継とは別に、父が家産を娘や妾などへ分与することを言う。詳しくは滋賀秀三『中国家族法の研究』(創文社、一九六七年)一二四頁参照。

⑤「合同」とは、合同契のこと。同一の契約書を二枚作成し、当事者が一枚ずつ持つ。詳しくは仁井田陞『中国法制史研究―土地法・取引法』（東京大学出版会、一九八〇年補訂版）五九二頁く参照。

本条の関係図は以下の通り



争界至

北大文学部紀要

（三） 争地界

傅良紹鮑家産業、沈百二承賃喬宅屋宇、交争地界互訴、委官審究。今詳主簿所申、則沈百二之無道理者三。以干照考之、盧永執出喬宅契書、該載四至、其一至止鮑家行路。既曰至路、則非至鮑家明矣。今沈百二旋夾新籬、乃欲曲轉釘于鮑家柱上、一也。以地勢參之、非但高低不同、鮑家屋側、古有水溝、直透官街、則一溝直出、皆是鮑家基地明矣。今沈百二轉曲新籬、乃欲夾截外溝一半入籬內、二也。以鄰里證之、沈九二等供、當來籬道係夾截于沈百二屋柱上、渠口在沈百二籬外、則溝屬鮑家、籬附沈屋、衆所共知、信非一日。今一旦改籬跨溝、曲折包占、縱傅良可誣、而鄰里不可誣、三也。考之干照、參之地勢、證之鄰里、其無道理如此、何爲尚欲占據。原其所以、傅良父在日、嘗以此地借與沈百二。其時兩家情分綢繆、彼疆此界、初不計較。久假不歸、認爲己物、且欲築室其上。傅良乃以好意欲歸侵疆、而沈百二反以穢語肆行抗對、是以力争。事既到官、惟以道理處斷、引監沈百二除折新籬、只依干照界至、歸還地段、庶可息争。然所争之地不過數尺、鄰里之間貴平和睦。若沈百二仍欲借賃、在傅良亦當以睦鄰爲念。却仰明立文約、小心情告、取無詞狀申。再不循理、照條施行。

（二） 曲折包占 「折」、疑作「折」。

争界至

(三) 「争地界（境界を争う）」

傳良は鮑家の家産を承け継ぎ、沈百二は喬宅の家屋を賃借しているが、土地の境界を争って互いに訴えているので、官に委ねて審理究明してもらった。

今主簿の上申を検討してみると、沈百二に道理がないことが三点ある。証拠書類で考えると、盧永が提出した喬宅の契約書には四至が書いてあり、その一至は「鮑家の道路に止まる」とある。既に「路に至る」といつているからには、鮑家に至っていないこと明瞭である。今沈百二は急に新しい垣根をこしらえ、境界を曲げ移して鮑家の柱の辺りに境の標識を打ち込もうとしている。これが一つ目である。地勢で考えると、高低があつて、鮑家の屋側には昔から水路があり、そのまま城内の大街に続いている。すなわち水路が（鮑家から）直接出ていることは、皆鮑家の宅地であること明らかである。今沈百二は新しい垣根をねじ曲げ外部の水路の一半を垣根内に取り込もうとしている。これが二つ目である。近隣の証言でこれを考えてみると、沈九二等は「従来境界線は沈百二の屋柱の辺りを横切っており、水路の流れ口は沈百二の垣根の外にあります」と供述している。とすれば、水路は鮑家のもので、垣根は沈の家屋にくつついており、これは皆が知っていることで、まことに今に始まったことではない。今一旦垣根を移して水路を跨ぎ、境を曲げて占拠しているが、たとえ傳良は騙せても、近隣を騙すことはできない。これが三つ目である。この問題を証拠文書で考え、地勢を参酌し、近隣の証言で証明すれば、沈百二にはこうも道理が無いのに、どうしてなおも占拠しようとするのか。

その訳を考えてみると、傳良の父が生きていた時、かつてこの土地を沈百二に貸したことがある。その時両家の関係はとても良く、境がどこかなど全く考慮の外であった。(沈百二は長期にわたって返さず、自分のものだと思ひなし、かつその上に家屋を建てようとした。傳良は好意から沈が取り込んでいる土地を(沈に)やろうとしたが、沈百二は逆に暴言を吐いて抗弁し、それで極力争うことになったのである。事が官に至った以上、道理をもって処断するのみである。沈百二を拘禁して新しい垣根を撤去し、ただに証拠文書の境界に基づき、土地を(傳良に)返還すれば、争いが止むであろう。

しかしながら、争うところの土地は数尺に過ぎず、隣近所というものは仲睦まじいことが大事である。もし沈百二がなおもその地を賃借したいというなら、傳良にあつてはまた当然隣同士の和睦を思ふべきである。そこで彼らに命じて、契約書を明確に立てさせ、注意深く情に訴えて忠告し、無詞状^⑤を取って上申せよ。再び道理に従わなければ、法に照らして処分する。

【注釈】

①原文「久假不帰」は、『孟子』卷一三「尽心章句上」に、「孟子曰、堯舜性之也、湯武身之也、五霸假之也。久假而不帰、悪知其非有也」とあるのに基づく。最後の二句は「長い間借りていれば、借り物だということがわからなくなる」の意味。

②原文「無詞状」とは、「判決に従つて、もう訴状を出しません」という内容の誓約書を言う。前号(三)の注釈^⑥に述べた「知委」・「遵従状」と同じ性格のものである。

(三) 争界至、取無詞狀、以全比鄰之好

吳恕齋

廂官究實、其曲已全在劉正甫。兩家共一藩籬、正甫如欲撤而新之、先當以禮告于周掌膳可也。今不告撤籬、直入其圃、周烏得而不怨。正甫此時尚能早辭遜謝、則可以全鄉曲之義矣。復行抗罵、周又烏得而無詞。況周爲士人、劉爲牙吏、亦當自識高下、豈應無禮如此。但周之所以召侮者、豈非以其地相連接、而怨劉之取贖乎。天地之間、物各有主、却正不必爲此懷憾。未欲遽有施行、以虧比鄰之好、再帖廂官、監劉正甫以禮遜謝、夾截界至、取無詞狀申。如再恃強、定行斷科。

(四) 「争界至、取無詞狀、以全比鄰之好（境界争いは無詞狀を取つて隣同士の誼を全うさせる）」

吳恕齋

廂官^①の事実調査では、非は全て劉正甫にある。両家は垣根を共通にしているが、正甫が撤去してこれを新しくしようとするのであれば、先ず礼をもつて周掌膳に告げればよいのである。今垣根の撤去を告げることなく、そのまま周の菜園に侵入しており、（こうであれば）周はどうして怨まずにおれようか。正甫がこの時なお速やかに詫びを入れていれば、近所の誼を全うすることができたのである。ところがまた対抗して罵ったからには、周は今度はどうして訴

えないでおれようか。ましてや周は士人であり、劉は牙吏^②であつて、当然身分の上下を認識すべきであり、何でこんなにも無礼でおれようか。ただ周が侮辱を招いたのは、その土地が連接しているのに、（自分ではなく）劉が回贖したのを怨んでいたからである。天地の間、物には皆持ち主がいる、それなのにまさにそのことで憾みを抱く必要はないのだ。

急いで処分を下すことによつて隣同士の誼を欠かせたくはないので、再び廂官に帖文を送り、劉正甫に強いて礼をもつて詫びを入れさせ、境界を取り決め、無詞状を取つて上申せよ。もし再度力づくの挙に出れば、きつと処罰を行うぞ。

【注釈】

- ①「廂官」とは、大きな都市をいくつかの廂という区画に区分し、廂内で防火や防犯に当たる官員を言う。詳しくは加藤繁『支那經濟史考證』上巻（東洋文庫、一九七四年第三版）三二二頁参照。
- ②「牙吏」とは、官庁の小吏を言う。

（本稿は平成十一年度科学研究費 基盤研究(C)(2)による研究成果の一部である）